

議案第34号

倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の改正について

倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市立高等学校の授業料に関する規則（平成26年倉敷市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同項第2号中「第11条第4項」を「第11条第8項」に改め、同条第2項中「法第14条第3項の規定により読み替えて適用される」を削り、同条第3項第1号中「認定をされなかった者」を「認定をしなかった旨の省令第3条第3項の規定による通知を受けた者」に改め、「授業料」の次に「（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月の授業料を含む。）」を加え、「認定をしなかった旨の省令第3条第2項の規定による」を削り、同項第2号中「者」の次に「（省令第11条第1項の届出を行った者に限る。）」を加え、「その該当することとなった者のその該当することとなった日の属する月の翌月」を「当該年度の7月」に、「第11条第4項」を「第11条第8項」に改め、「受けた日の属する月」の次に「（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）」を加え、同項第4号中「属する月」の次に「（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号中「の当該停止に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第5条第2項に規定する期間」を「が省令第10条第2項の申出書を提出した日の属する月の翌月から省令第11条第8項の規定による通知を受けた日の属する月（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）までの期間」に改め、「支給を再開した旨の省令第10条第3項の規定による」を削り、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

（3） 法第3条第2項第3号に該当することとなった者（省令第11条第2項の届出を行っ

た者に限る。)の当該年度の7月又は1月から省令第11条第8項の規定による通知を受けた日の属する月(2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月)までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

(4) 法第3条第2項第3号に該当することとなった者(省令第11条第4項の届出を行った者に限る。)のその該当することとなった日の属する月の翌月から省令第11条第8項の規定による通知を受けた日の属する月(2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月)までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

第2条に次の1項を加える

4 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)第3条の学び直し支援金を支給された者等の授業料の納入については、第2条第1項から前項までに規定する措置に準じた措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年4月1日 文部科学省令第13号)の改正(令和5年3月30日 文部科学省令第11号)等のため、規則を改正するものである。

倉敷市立高等学校の授業料に関する規則（平成26年倉敷市教育委員会規則第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(授業料の納期の特例)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納入は、当該各号に定める期間、猶予する。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の認定を申請する者の当該申請に係る法第6条第2項に規定する申請日（同条第3項の規定により申請日とみなされる日を含む。）の属する月（当該申請が当該年度の6月末日までに当該年度の課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第3条第1項の課税証明書等をいう。以下同じ。）を添付して行われる場合にあっては、当該年度の7月）から省令第3条第3項の規定による通知を受けた日の属する月（当該申請が前年度の課税証明書等を添付して行われる場合にあっては、当該年度の6月）までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間</p> <p>(2) 法第4条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の法第17条の規定による届出を行うべき日の属する年度の7月から当該届出に係る省令第8条第1項の規定による通知（同月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の就学支援金（法第3条第1項の就学支援金をいう。以下同じ。）を支給したときに当該就学支援金の額を通知するものに限る。）若しくは、省令第11条第8項の規定による通知又は法第9条の規定により就学支援金の支払を一時差し止めた旨の通知を受けた日の属する月までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間</p> <p>2 条例第6条第1項の規定にかかわらず、受給権者の</p>	<p>(授業料の納期の特例)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納入は、当該各号に定める期間、猶予する。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の認定を申請する者の当該申請に係る法第6条第2項に規定する申請日（同条第3項の規定により申請日とみなされる日を含む。）の属する月（当該申請が当該年度の6月末日までに当該年度の課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第3条第1項の課税証明書等をいう。以下同じ。）を添付して行われる場合にあっては、当該年度の7月）から省令第3条第2項の規定による通知を受けた日の属する月（当該申請が前年度の課税証明書等を添付して行われる場合にあっては、当該年度の6月）までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間</p> <p>(2) 法第4条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の法第17条の規定による届出を行うべき日の属する年度の7月から当該届出に係る省令第8条第1項の規定による通知（同月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の就学支援金（法第3条第1項の就学支援金をいう。以下同じ。）を支給したときに当該就学支援金の額を通知するものに限る。）若しくは、省令第11条第4項の規定による通知又は法第9条の規定により就学支援金の支払を一時差し止めた旨の通知を受けた日の属する月までの期間に係る授業料 当該通知を受ける日までの間</p> <p>2 条例第6条第1項の規定にかかわらず、受給権者の</p>

法第7条の規定によりその債権の弁済に就学
支援金が充てられた授業料は、納期内に納入されたものとみなす。

3 条例第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納期
は、当該各号に定める日から15日以内とする。

(1) 法第4条の認定しなかつた旨の省令第3条第3項の規定による通知を
受けた者の第1項第1号の規定による猶予に係る授業料（2月6日から2
月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の
翌月の授業料を含む。）当該
通知を受けた日

(2) 法第3条第2項第3号に該当することとなつた者（省令第11条第1項の
届出を行った者に限る。）の当該年度の7月
から省令第11条第8項の規定による通知を受けた日の属する月（2月6
日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属
する月の翌月）までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

(3) 法第3条第2項第3号に該当することとなつた者（省令第11条第2項
の届出を行った者に限る。）の当該年度の7月又は1月から省令第11条第
8項の規定による通知を受けた日の属する月（2月6日から2月29日まで
の間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）までの
期間に係る授業料 当該通知を受けた日

(4) 法第3条第2項第3号に該当することとなつた者（省令第11条第4項
の届出を行った者に限る。）のその該当することとなつた日の属する月の
翌月から省令第11条第8項の規定による通知を受けた日の属する月（2月
6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の
属する月の翌月）までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

(5) 法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止された受給権者
が省令第10条第2項の申出書を提出した日の属する月の翌月から省令第1

により読み替えて適用される法第7条の規定によりその債権の弁済に就学
支援金が充てられた授業料は、納期内に納入されたものとみなす。

3 条例第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料の納期
は、当該各号に定める日から15日以内とする。

(1) 法第4条の認定をされなかつた者
の第1項第1号の規定による猶予に係る授業料

(2) 法第3条第2項第3号に該当することとなつた者
の規定による通知を受けた日
のその該当することとなつた日の属する月の
翌月から省令第11条第4項の規定による通知を受けた日の属する月
までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

(3) 法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止された受給権者
の当該停止に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成

1条第8項の規定による通知を受けた日の属する月（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）までの期間に係る授業料 当該

通知を受けた日

(6) 法第9条の規定により就学支援金の支払を一時差し止められた受給権者の当該差し止められた月から当該差し止めた旨の通知を受けた日の属する月（2月6日から2月29日までの間に当該通知を受けた場合は通知を受けた日の属する月の翌月）までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

4 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条の学び直し支援金を支給された者等の授業料の納入については、第2条第1項から前項までに規定する措置に準じた措置を講ずるものとする。

22年政令第112号）第5条第2項に規定する

期間に係る授業料 当該支給を再開した旨の省令第10条第3項の規定による通知を受けた日

(4) 法第9条の規定により就学支援金の支払を一時差し止められた受給権者の当該差し止められた月から当該差し止めた旨の通知を受けた日の属する月

までの期間に係る授業料 当該通知を受けた日

「倉敷市立高等学校の授業料に関する規則」の改正について

1 本規則を改正しなければならない理由

本規則は、条例で定められた高等学校授業料の納期を猶予できる内容が定められており、その中で文部科学省令の条文条項を引用している箇所があります。

この度、本規則に引用している「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）」が改正されたこと（以下「省令改正」という）等により、本規則の改正を行うものです。

2 省令改正の内容

高等学校授業料は、平成22年度以降「就学支援金制度」により無償化が図られており、本人若しくは養育者（保護者、親権者等）の【前年】課税所得が一定額以下（年収が約910万円未満の世帯）であれば、本人若しくは養育者に代わり、国が授業料を負担してくれる制度を「就学支援金制度」と言います。

「就学支援金制度」は、【前年】課税所得を基準に判定するため、新型コロナ禍において離職（リストラ・傷病等）により家計が急変した世帯（今、まさに困っている世帯）であっても、授業料が無償となりません。

そこで政府は、令和5年度から「家計急変世帯への支援制度」を創設し、家計急変の理由に該当する場合（急変後の年収見込みが590万円未満の世帯）は、【前年】課税所得に拠らず、国が授業料を負担できるようにするため、省令改正を行いました。

省令改正の内容	新	旧
家計急変の理由を明記	項の追加	規定なし
家計急変を理由に申請等した場合の収入の算定方法	項の追加	規定なし
家計急変を理由に申請等する場合の申請手続き	項の追加	規定なし
家計急変を理由に受給開始となった者が行う収入状況届	項の追加	規定なし

※これら項の追加の影響により、既存の項の繰り下げが行われました。

※令和5年3月30日公布 令和5年4月1日施行

3 本規則の改正

省令改正を受けて、本規則の条文を改めるものです。

主な改正箇所	原因	新	旧
第2条1項1号	省令条項の引用	省令第3条第 <u>3</u> 項	省令第3条第 <u>2</u> 項
第2条1項2号	同上	省令第11条第 <u>8</u> 項	省令第11条第 <u>4</u> 項
第2条3項1号	同上	省令第11条第 <u>3</u> 項	省令第11条第 <u>2</u> 項
第2条3項2号	同上	省令第11条第 <u>8</u> 項	省令第11条第 <u>4</u> 項
第2条3項3号	家計急変制度の創設	(新) 家計急変へ対応	—
第2条3項4号	上記に伴う号の分割	保護者変更の届出	第2条3項2号から分割
第2条3項6号	上記に伴う号の繰下	第2条3項 <u>6</u> 号	第2条3項 <u>4</u> 号

詳細は、新旧対照表のとおりです。